いのちと健康ニュース NO.99

１９９５年１１月　１日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町９番３号
労働会館本館３Ｆ　TEL.FAX　052-883-6966
編集発行責任者　中原　東四郎

［名古屋過労死家族の会］

植松さん労災裁判勝訴判決確定

9/29名地裁判決、10/13控訴断念

就業中に、死亡した東宝運輸（名古屋市南区）のトレーラー運転手、植松伸剛さん（39才）＝当時＝の妻・良子さん（48才）に遺族補償年金が支給されることが10/13 、決まりました。

名古屋地裁で、9/29不支給処分を取り消す判決を下された名古屋南労働基準監督署が、10/13 控訴を断念したため。

名地裁判決は、血圧が高いにもかかわらず不規則な長距離輸送で、長時間深夜運転を強いられていた植松さんの仕事が過酷であったことを認定。

そのうえで、業務が過重であるかどうかの判断は、労働者の年令や疾病を考慮すべきとした画期的なものでした。

植松さんは1988年 3月 2日深夜、運転中に脳動脈瘤破裂で倒れ、死亡したものです。

（ 10/14付、「赤旗」新聞より抜粋）

「家族の会」から裁判支援に対する御礼のご挨拶が健康センターにとどいています。

（事務局）

［健康と家庭を守る会］

不当な出向は無効と名地裁へ提訴

10/11 第１回裁判、傍聴64名参加

鈴木明男さんは、8/21住友軽金属に対して本人の同意のない出向は、無効として名古屋地方裁判所に提訴しました。

会社は、労働条件の改善を求め労働組合の役員選挙に立候補してきた鈴木さんに対して、労働組合の選挙権もなくなる出向を押しつけてきました。

その際、住友銀行支店長殺害事件などを引き合いに脅迫・強要しました。

会社は全従業員の20% にあたる 800人の人員削減計画の一環として今回の出向を強行したのです。

第１回の裁判が10／11，名古屋地裁の1101号法廷で開かれました。

鈴木さんは、法廷で堂々と胸を張って会社のリストラ「合理化」計画に基づく子会社への出向の不当性について意見陳述を行ないました。

当日は、傍聴席を満席にした64名の支援の労働者が参加し、鈴木さんを激励しました。

裁判の終了後の集会で佐々木昭三健康センター事務局長が鈴木さんを激励しました。

（事務局）

［愛労連・愛知健康センター］

第5回労働安全衛生活動学習交流集会

10/14 ～15、、延べ43名・ 20団体参加

恒例の第５回労働安全衛生活動学習交流集会が、10/14 ～15、犬山市・犬山館で、20単産・単組、延べ43名の参加で開催されました。

第１日は、加藤瑠美子副理事長（愛労連副議長）の開会の挨拶にはじまり、基調講演として『21世紀に向かって働くもののいのちと健康を守る』＝＝労働者労働組合と安全衛生活動＝＝と題して、山田信也理事長（名古屋大学名誉教授）が講演をされました。

山田先生は、（１）ふりかえってみる歴史的経過　（２）これまでの教訓はなにか　（３）これからの課題はなにかということで、親切丁寧に分かり易くお話されました。初めての参加者は深い感動を受けたとして安全衛生活動の重要さを認識し決意を固めることができたといっていました。

つづいて、基調報告として『愛労連の夢とロマンを語る』＝＝いのちと健康を守るローカルセンター＝＝と題して、阿部精六愛労連事務局長が、労働組合のなかでの位置付けと、全労連と「連合」との考え方の違いなど分かり易くお話されました。

交流・懇談では、具体的な職場での問題で、議論が深められました。

来年は、よい報告ができるよう希望を確認して終りました。

参加組合の御協力ありがとうございました。

（事務局）

［共催・愛知働くものの健康センター
共催・一宮地区労働組合総連合］

いのちと健康大学

一宮教室

日　時　：　12月17日（日）
午後1時30分～午後5時まで

場　所　：一宮勤労福祉会館会議室
（繊維団地南側・若竹３丁目）
（名鉄バス停・せんい４丁目）

［内　容］　　［参加費 500円］

①　「団体生命保険問題」
――鈴木裁判に関連して――
講師　長谷川　一裕　氏
（名古屋法律事務所・弁護士）

②「働くもののいのちと健康を守る」
講師　山田　信也　氏
（健康センター・理事長）
（名古屋大学・名誉教授）

［参加申込み］
愛知健康センターTEL. FAX. 052-883-6966
一宮地区労連　TEL. FAX. 0586-24-5124

職場の安全衛生

全日本教職員組合書記次長三栄国康氏（愛高教出身）が執筆された「学校にも労働安全衛生法の適用を」の小論文が、5/29付「赤旗」評論特集版に掲載されています。

学校の労働安全衛生活動の指針としてご紹介します。

（ＮＯ．９８からのつづきです。）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

教育委員会や校長もまきこんで

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

このような多様ないのちと健康を守り快適な職場をつくるとりくみを保障するのが「産業医」「衛生管理者」「衛生委員会」などの組織であり、健康診断、疫学的調査、ストレスアンケート、定期的チェックポイントなどの活動です。

それらの活動を勤務時間内に行なえるよう、事業者は責任をもって保障しなければなりません。

このように切実に必要とされている活動をすすめるために、文部省をはじめとする国の予算措置をどうしても充実させなければなりません。

「快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」とする労安法の規定は、教育委員会も校長会も認めざるをえませんから、可能な限りそれら事業者をまきこんだ共同の運動をすすめ、「医師が納得する産業医報酬を」「衛生管理者の養成と活動を保障する予算と時間」などの要求を集中することが重要です。

↗

↙しかし、労安法そのものの理解が教職員のあいだにゆきわたっているかどうかが問題です。

滋賀大の医師が「教職員の世界は、いのちと健康の問題では広大で長期にわたる空白地帯」と表現したように、教職員のいのちと健康に関する見識を育てる課題が遅れており、「健康管理自己責任」論が、教職員のなかにも広く存在する実態は認めざるをえません。

そのなかで、一日24時間のうち、多くの時間と通勤に費やしている教職員の疾病や障害、ストレスと疲労の過重が、仕事に関連しているのではないだろうかと考えることが大切であり、労安法を活用する立場です。

この課題は、私たち教職員組合の調査活動や学習運動によって克服すべきものです。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

公務災害認定闘争のとりくみとあわせ

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

茨城の高校教員の大林先生は、校内球技大会のサッカーに出場し、突然倒れてそのまま亡くなりました。

かれは、その半年前の健康診断の受診票に「脈の乱れ、胸の奥にしめつけられるような痛みがある。のどがつまり圧迫されるような感じ」と書いていたにもかかわらず、適切な対応がなされないまま「突然」の痛恨の死となってしまったのです。

かれの死は、遺族と同僚、茨城高教組と支援する会の奮闘によって、95年 1月公務災害の認定判決をかちとっていますが、先にのべた学保法による健康管理という制度のままであれば、第二、第三の「大林さん」が生れかねません。

（ＮＯ．１００　につづく）

『夜勤規制懇談会』を開催します

夜勤職場のある労働組合の代表者と労安担当者のご参加を要請します。

日 時　11月 7日(火)
　　午後6時30分～8時30分
場 所　健康センター事務所
　　(労働会館本館３Ｆ３０６号)

［内容］　助言者　山田信也理事長
① 郵政連絡会夜勤規制、全医労変則２交替制反対の取り組み。
② 夜勤規制全国シンポ（９６年２月）に向けての愛知の取り組みと体制。
③ 参加団体の夜勤規制の要求と運動。

ニュース１００号発行記念集会

11/15 付発行『いのちと健康ニュース』が ＮＯ．１００ になりす。

日 時　11月28日(火)
　　午後6時30分～8時30分
場 所　労働会館本館２Ｆ会議室

［内容］　［編集責任者 中原東西郎］
①１００号刊行の意義
②ニュースについての意見交換
③各組合の「労安ニュース」紹介交流
④今後の「ニュース」への期待
終了後、任意参加で懇親会を行ないます。

お知らせ

［名古屋過労死を考える家族の会］

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁　11F (1101 号法廷)
※日程が変更される場合もありますのでお確かめの上、お出かけください。

10/23 (月) pm3:00～4:00　渡辺（光）
10/27 (金) pm1:30～2:10　永須さん
11/ 1 (水) pm3:00～4:15　松井さん
11/14 (火) am10:00 ～　安保さん
　(名高裁1001号)
11/15 (水) am10:00～　鈴木（美）さん
　pm4:00 ～　木下さん
　(7F　704号)
11/29 (水) am10:00 ～鈴木（俊）さん
12/11 (月) pm1:30～3:00　渡辺（光）
12/13 (水) pm1:15～　柏木さん
96 1/25 (木) am10:30 ～12:00 森下さん
　(岐阜地裁3F)
1/26 (金) pm1:00～　新井さん
　(判決)